

◆新築戸建て住宅 (所有権保存登記) 個人が新築した住宅用家屋 ・新築後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・店舗兼住宅は、住宅部分 9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 I-a 長期優良I-c・低炭素I-e	①登記簿謄本等(★1) ②住民票 ③認定申請書の副本と認定通知書
	□未入居	一般住宅 I-a 長期優良I-c・低炭素I-e	①登記簿謄本等(★1) ②住民票 ③未入居の申立書又は入居見込み確認書 注4 ④現住家屋の処分方法証明(★2) ⑤認定申請書の副本と認定通知書
◆建売り住宅 ◆新築マンション (所有権保存・移転登記) 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋 ・取得後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・未使用 ・店舗兼住宅は、住宅部分 9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 I-b 長期優良I-d・低炭素I-f	①登記簿謄本等(★1) ②売買契約書 注1 ③住民票 ④家屋未使用証明書 ⑤認定申請書の副本と認定通知書
	□未入居	一般住宅 I-b 長期優良I-d・低炭素I-f	①登記簿謄本等(★1) ②売買契約書 注1 ③住民票 ④未入居の申立書又は入居見込み確認書 注4 ⑤現住家屋の処分方法証明(★2) ⑥家屋未使用証明書 ⑦認定申請書の副本と認定通知書
◆中古戸建て住宅 ◆中古マンション (所有権移転登記) 個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋 ・取得後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・昭和57年1月1日以後建築(★3) ・店舗兼住宅は、住宅部分 9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 II-b 買取再販住宅 II-a	①登記事項証明書 ②売買契約書等(★4) ③住民票 ④増改築等工事証明書 ⑤既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書 注2
	□未入居	一般住宅 II-b 買取再販住宅 II-a	①登記事項証明書 ②売買契約書等(★4) ③住民票 ④未入居の申立書又は入居見込み確認書 注4 ⑤現住家屋の処分方法証明(★2) ⑥増改築等工事証明書 ⑦既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書 注2
★1 「登記簿謄本等」は、右記のア～エのいずれかのものとする。 ア 登記事項証明書 注3 「登記簿謄本」が電子化されたもの。 イ (表示)登記済証(権利証) H17より登記識別情報に切替。 ウ 登記完了証(電子申請) オンライン取得のものは印無しで可。 エ 登記完了証(書面申請)と登記申請書(写)or受領証 →登記完了証(書面申請)の場合は、プラスどちらか1つ。			
★2 現住家屋の処分方法証明 ※借家等を示す書類が無い場合、登記事項証明書による自己所有でないことの確認も可。 ※現住家屋を売る・貸す場合で、書類が無い場合は、本人からの申立書でも可。			オ 売買契約書 持ち家を売る時。 カ 媒介契約書 持ち家を売るか貸すとき。 キ 賃貸借契約書 持ち家を貸す、借家を退去するとき。 ク 社宅の証明 社宅等を退去するとき。 ケ 親族の申立書 持ち家に親族が住む、親族の持ち家。
★3 昭和57年1月1日より前に建築された家屋のとき ※右記コ～シのいずれかを添付			コ 耐震基準適合証明書 取得日前2年以内調査終了のもの。 サ 住宅性能評価書の写し 耐震等級評価が1～3のもので、取得日前2年以内に評価されたもの。 シ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書 取得日前2年以内に締結されたもの。
★4 売買契約書等(※買取再販のとき)			売買契約書や売渡証書 家屋のみの売買価格がわかるもの。

注1：売渡証書、登記原因証明情報でも可。登記原因が「競落」の場合は、代金納付期限通知書。

注2：租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事の費用が50万円を超える場合に添付が必要。

注3：インターネット登記情報サービスで取得する場合は、照会番号及び発行年月日が記載された有効期限内のものであれば可。

注4：ご本人が作成する未入居の申立書又は宅地建物取引業者が作成(ご本人署名あり)の入居見込み確認書が必要。